

平成 23 年 1 月 21 日

学生・教職員の皆様へ

久留米工業大学

学長 尾崎 龍夫

安全衛生管理委員長 中島 正信

久留米工業大学におけるインフルエンザの対応について

昨シーズンは新型インフルエンザの大流行がみられましたが、今年は、季節性インフルエンザか、新型インフルエンザのいずれも流行の可能性があり、現在、インフルエンザへの対策の基本は、新型インフルエンザでも季節性インフルエンザでも変わらないこととなっております。

今後、本学の学生・教職員へのインフルエンザ対策の行動指針については、以下のとおりとしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 感染予防対策について

外出にあたっては、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないこと。外出時にはマスクを着用すること。うがいと手洗い、「咳エチケット」の励行に努めてください。また、体調管理のため1日1回以上の体温測定を行ってください。

2. インフルエンザの症状が見られる場合について

38度以上の発熱、または①鼻水もしくは鼻づまり ②喉の痛み ③咳 ④発熱または身体のほてりや寒気の4つの内2つ以上の症状がある場合は、速やかに最寄りの医療機関に電話で受診時間や受診方法を確認してから受診してください。

なお、受診の際は周囲の人への感染防止のため、マスクを着用してください。

3. 学生及び教職員のインフルエンザ感染の連絡について

インフルエンザの流行状況及び集団感染を早期に把握するためインフルエンザと診断された場合は、電話により状況を学生サービス課【0942-22-2345】に連絡してください。

4. インフルエンザ感染者の出席（出勤）停止について

- (1) 学生：公認欠席 教職員：病欠または年休扱いとする。
- (2) 出席（出勤）停止期間は、学生・教職員共に解熱後2日間とする。
- (3) 同居家族内に発症者がある場合を含め濃厚接触者の自宅待機措置は行いません。登校（出勤）前の検温と体調管理を行い、出席（勤務）する場合は必ずマスクを装着してください。体調に変化のある場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- (4) 学生が公認欠席の手続きをする際には、診断書または受診したことが証明できるもの（領収証・処方箋等）が必要です。